

舞鶴市立白糸中学校PTA規約

- 第 1 条 本会は舞鶴市立白糸中学校PTAという。
- 第 2 条 本会は、生徒の保護者と教職員とで組織する。
- 第 3 条 本会の事務局は、白糸中学校に置く。
- 第 4 条 本会は、会員一体となって、生徒の福祉を増進し学校教育の伸展と会員相互の親善をはかることを目的とする。
- 第 5 条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。
- 1.学校教育の振興に関すること。
 - 2.家庭と社会に対する教育の改善向上に関すること。
 - 3.会員相互の親善並びに教養に関すること。
 - 4.クラブ後援会に関すること。
 - 5.その他、本会の目的達成に必要なこと。
- 第 6 条 本会に次の役員を置く。本会の役員は、クラブ後援会の役員を兼ねる。
- 1.会 長 1名
 - 2.副会長 2名 (男女各1名)
 - 3.書 記 1名
 - 4.会 計 1名
 - 5.議 長 2名
 - 6.監事 1名
- 但し、教職員の書記・会計は別に定める。
- 第 7 条 役員の仕事は、次の通りとする。
- 1.会長は会務を総理し、本会を代表する。
 - 2.副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は代理する。
 - 3.書記は会長の命を受けて会務を処理する。
 - 4.会計（監事）は本会の会計を掌理する。
 - 5.議長は総会及び企画委員会の議長をつとめる。
- 第 8 条 本会の役員は3月15日までに役員選挙規定にもとづき会員の通信投票により選出する。
- 第 9 条 役員は4月に就任し、任期は1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 10 条 学校長・教頭は本会の顧問となり、役員並びに委員の相談に応じ意見を述べる。
- 第 11 条 本会に会計監査2名を置く。会計監査は、会長が委嘱する。本部の役員を兼ねることはできない。
- 第 12 条 本会に次の委員会を設ける。
- 1.企画委員会
事業の企画並びに運営にあたる。
委員は本部役員、委員長・副委員長及び委員会担当の教職員があたる。
 - 2.その他必要に応じて特別委員会を設けることができる。
会長が提案し、企画委員会で承認を得る。
- 第 13 条 本会に次の委員を設ける。
- 1.学年委員
学級・学年に関する問題を処理する。
委員は各学級から互選によって男女各1名を選出する。
生徒の在籍3年間で一度でも本部役員・学年委員を経験したもの、また当該年度の地域委員は免除される。ただし本人が承諾すれば再任を妨

げない。

学年委員は、3（人権啓発委員）または4（見守り委員）のどちらかの委員を兼ね、その人数はそれぞれ半数程度とする。

2.地域委員

地域懇談会並びに生徒の校外指導とその他必要な事業を行う。

委員は各地域から1名選出する。

3.人権啓発委員

人権啓発に係る活動や機関誌「しらいと」の作成作業を行う。

4.見守り委員

あいさつ運動やSNS問題をはじめ生徒を取り巻く身近な問題や危険に関する啓発活動を行う。

委員長・副委員長は各委員の互選による。また、教職員の委員は、教職員の中から会長が委嘱する。

第14条 本会の議会は原則として、年1回として、全員の5分の1以上の出席がなければ決議することができない。必要あるときは臨時総会を開くことができる。

第15条 総会は次のことを決める。

①規約の改正 ②事業の決定 ③会計の承認 ④その他重要事項

第16条 本会の経費は会費並びに事業収益金・寄付金をもってあてる。
会費は月額200円とする。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

本規約は昭和33年4月27日から実施する。

昭和39年6月30日 体育後援会に関する部分を挿入する。

昭和42年4月29日 一部改正

昭和50年4月29日 一部改正

昭和51年4月29日 一部改正

昭和55年4月29日 一部改正（会費）

昭和58年4月29日 一部改正（会費）

昭和59年4月29日 一部改正（選挙規定）

昭和60年3月9日 一部改正（後援会）

昭和61年4月29日 一部改正（選挙規定）

昭和63年4月29日 一部改正（会費）

平成4年2月22日 一部改正（選挙規定）

平成6年2月26日 一部改正（委員会、事業部、選挙規定）

平成8年3月2日 一部改正（会費）

平成11年2月20日 一部改正（委員会、事業部）

平成12年4月30日 一部改正（後援会）

平成16年4月25日 一部改正（委員会）

平成26年4月27日 一部改正

平成27年4月26日 一部改正（役員数、学年委員の役割、文言「教職員」）

平成29年4月23日 一部改正（学年委員の選出）

令和3年3月24日 一部改正（人権啓発委員・見守り委員の創設。会費の変更）

白糸中学校PTA役員選挙規定

- 第 1 条 PTAの会長・副会長・書記・会計・議長及び監事の選出は、次の方法によって行う。
- 第 2 条 役員選挙執行のため、選挙管理委員会を設置する。
委員は、本部役員から1名、1年及び2年の各学年の保護者から各1名と教職員から2名選出し、5名で構成する。委員長は、委員の互選とする。
- 第 3 条 選挙管理委員会は、役員選挙の告示を行い、立候補を受け付ける。
- 第 4 条 立候補の受付は、告示の日から5日間とし、最終日正午をもって締め切る。
但し、当日が休日の場合は翌日とする。
- 第 5 条 役員立候補は毎年1月8日現在でPTA会員であるものとする。(但し、3年生のPTA会員を除く、第6条・第9条及び第10条も同様)
また、新1年生については、校下小学校6年生の保護者とする。(以下PTA会員を含む)
- 第 6 条 選挙管理委員会は、立候補があった場合、氏名等を記入した投票用紙をPTA会員に配布し、通信投票を行う。
- 第 7 条 選挙は最高得票者を当選とし、同数の場合は決選投票を行う。
- 第 8 条 立候補のない場合またはそれに満たない場合は選考委員会を設置する。
選考委員会は
- ①本部役員1名、3年を除く各学級より1名ずつ男女構成を考慮して選出する。また、新1年生については校下小学校6年生の学級より各組1名ずつ男女構成を考慮して選出する。
 - ②教職員から2名選出する。
 - ③選考委員長は、委員の互選とする。
- 第 9 条 選考委員会は、PTA会員の中から役員候補者を選考し、選挙管理委員会へ報告する。
- 第 10 条 選挙管理委員会は選考委員会の報告に基づき、氏名等を記入した投票用紙をPTA会員に配布し、通信投票を行う。選挙は最高得票者を当選とする。
- 第 11 条 選挙監理委員及び選考委員が候補者となった場合、その職がとかれる。この場合各委員の欠員は補充しないものとする。
- 第 12 条 選挙管理委員長は選挙結果を会員に報告するものとする。

附 則

- | | |
|------------|---------------------|
| 昭和44年4月29日 | 一部改正 |
| 昭和59年4月29日 | 一部改正 |
| 昭和61年4月29日 | 一部改正 |
| 平成 2年2月25日 | 一部改正 |
| 平成 4年2月22日 | 一部改正 |
| 平成11年2月20日 | 一部改正 |
| 平成27年4月26日 | 一部改正 (文言「教職員」) |
| 令和3年3月24日 | 一部改正(第2条選挙管理委員数の削減) |

選挙規定細則

1. 立候補届の記載事項は、次の通りとする。
 - ① 氏名及び生徒の学年と組
 - ② 役職
 - ③ 立候補の抱負
2. 選挙監理委員は、告示の日より2週間以内に選挙を行う。
3. 投票期間は3日間とし、休日はこの日数に含めないものとする。
4. 選考委員会で選考された候補者に対する投票についても、第1・2項を運用する。
5. 信任投票は、信任は○印、不信任は×印とし、白紙は無効とする。
6. 信任投票は無記名投票とする。
7. 選挙管理委員会は、選考委員会による役員候補の投票を含め、3月15日までに選挙を行うものとする。

令和3年度 クラブ後援会総会

クラブ後援会規約

- 第 1 条 本会は白糸中学校クラブ後援会といい、事務所を白糸中学校内に置く。
- 第 2 条 本会は白糸中学校のクラブ活動の健全な発達を図り、これを後援することを目的とする。
- 第 3 条 本会は白糸中 P T A 会員（普通会员という）と本会の趣旨に賛同する人（賛助会員という）で組織する。
- 第 4 条 本会は、目的を達するため、適時な事業を行う。
- 第 5 条 本会の役員は P T A の役員（但し、教職員の書記・会計を除く）がそれぞれ兼務する。教職員の書記・会計は、会長が教師の中から委嘱する。
- 第 6 条 本会の総会は年 1 回開き、必要に応じて臨時総会を開く。
- 第 7 条 総会は本会の経費に関する事項・行事などの重要事項を決議する。
- 第 8 条 役員会は総会の決議に従って、会務を執行する。
- 第 9 条 本会の経費は会費・寄付金及びその他の収益金をもって充てる。
- 第 10 条 会費は普通会员は年額 2 5 0 0 円、賛助会員は年額 1 口 5 0 0 円とし口数は制限しない。
- 第 11 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。
- 第 12 条 本細則の変更は総会の決議によらなければならない。

附 則

本規約は平成 1 2 年 4 月 3 0 日から実施する。

平成 2 7 年 4 月 2 6 日 一部改正（文言「教職員」）